

スウェーデン王国、ノルウェー王国、 英国における議員宿舎等の実情

管理部管理課企画室 伴野 誠人
管理部営繕課 門脇 由以子

議会制民主主義の国において、議会には全国民を代表する選挙された議員が集まり活動を行う。そのためのコストをどう公的に負担するかは、国により異なる。

本稿は、公的に議員宿舎を提供するスウェーデン王国、ノルウェー王国と、議員に対する住居手当支給で対応する英国について、その現地調査等の概要を掲げるものである。

1. スウェーデン王国における議員宿舎

(1) スウェーデンの議会制度¹

ア 議会の概要

スウェーデン議会の概要は以下のとおりである。

- ・一院制：1970年の統治法改正により1971年より二院制から一院制に移行。
- ・議員定数：349人
- ・任期：4年（1994年から）
- ・会期：9月中旬から翌年9月中旬（次期会期の開会）まで。
ただし、6月中旬から9月中旬、12月下旬から1月中旬は休会。
- ・組織：議長団は議長と3人の副議長で構成される。

委員会は15の常任委員会とEU委員会を設置している。各委員会は17人の委員から構成され、各党の委員数は現有議席数に比例する。委員会は原則非公開である。

イ 議員の待遇

スウェーデンの議員の待遇の概要は以下のとおりである。

- ・議員報酬：696,000SEK/年（約1,044万円/年²）
役職加算
議長 1,872,000SEK/年（総理大臣と同等）
副議長 議員報酬+30%
常任委員会委員長 議員報酬+20%
常任委員会副委員長 議員報酬+15%
- ・議員宿舎：自宅から議会まで50km以上離れていることが条件。自分で借りる場合は最大で8,000SEK/月が支給される。
- ・旅費：公務旅費全額支給、鉄道年間無料パス支給。必要があれば無料航空券も支給。

¹ 「ア 議会の概要」、「イ 議員の待遇」ともに在スウェーデン日本国大使館作成資料より。

² 1SEK（スウェーデンクローナ）=15円で計算。

- ・秘書給与：各政党に議員1人当たり1人分の秘書給与を支給。使い方は政党により異なり、複数議員で1人の秘書を共用する例もある。

(2) 議員宿舎について

ア 議員宿舎の概要

スウェーデン議会では、議員の一時滞在の場として、議員宿舎を典型的な家具とともに無料で提供している。宿舎の概要は表1に示すとおりである。

表1 スウェーデンの議員宿舎整備状況

	住戸			簡易住戸	代理議員用簡易住戸
所在地	議会周辺の9つの建物に分散 (Cephalus:13戸、Aurora:53戸、 Lason:22戸、Kvasten:31戸、 Milon:17戸、Ormsaltaren:36戸、 Hornsbruksgatan:4戸、 Hungfrugatan:12戸、 Brahegatan:9戸)			議会周辺の2つの建 物に分散 (Cephalus:5戸、 L-huset:52戸)	議会周辺の Cephalus と呼ばれ る建物内
間取り	1ルーム キッチン 付	2ルーム キッチン 付	3ルーム キッチン 付	1ルーム 簡易キッチン付 (同フ ロアに共同キッチンあり)	1ルーム (簡易住戸と比べても よりシンプル)
室数	128室	68室	1室	54室	5室
部屋 面積	15~90.5 m ² (平均:45.6 m ²)			16.6~36.4 m ² (平均:20 m ²)	9.6~26.2 m ² (平均16.6 m ²)
月額使 用料*	無料 (2,724~11,262SEK)			無料 (2,295~5,032SEK)	無料 (1,360~3,713SEK)
備考				住戸との最大の違い はキッチンの機能で あり、複雑な調理を 必要とする場合は共 同キッチンを使う必 要がある。	主に代理議員が使 用するが、他の部屋 に問題が生じた際 や、改修等を行う際 にも利用される。

※議員本人が使用するの無料であるが、家族等が宿泊する際に括弧内の使用料が適用される。

(出所) 現地説明をもとに作成

イ 議員宿舎の視察

今回、3つの建物の住戸3戸を議会事務局プロパティーマネージャーのアーネ・ホルムクビスト(Arne Holmqvist)氏らの案内で視察することができた。写真とともに視察で

得られた知見のうち特徴的な部分を紹介する。写真で宿舎1の場所を示したが、宿舎2、3も議事堂から徒歩圏内に存在している。既存建物を購入し、宿舎として整備している。

1 East Wing of the Riksdag 2 West Wing of the Riksdag 3 Public entrance Riksgatan 3
4 Members' Building 5 Neptuneus Complex 6 Cephalus Complex 7 Riksdag Library



スウェーデン議会施設

(出所) スウェーデン議会の広報パンフレットより抜粋 (黄色の記載は筆者加筆)

○宿舎1

- ・ベッドルームを兼ねたリビング、ダイニングキッチン、バスルームがあり、それらがホールを介してつながる構成となっている。バスルームにはシャワーブースと洗面、トイレが備えられている。
- ・下の写真³に見られるように家具、カーテン、照明は全て備え付けられており、これらはそれぞれの部屋にあわせたものをインテリアデザイナーの職員が選定している。
- ・広さについて、具体的な説明はなかったが、宿舎の中では広めの方とのことであったが、35 m²程度と推定する。

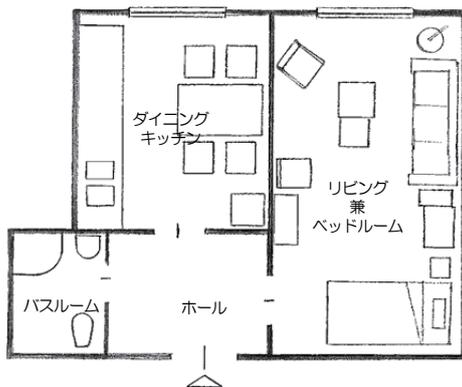
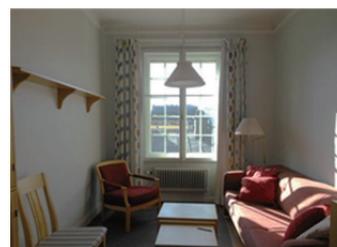


図1 宿舎1 概略平面図



リビング



ダイニング
キッチン

³ 以下、出典の記述がない写真は筆者(あるいは同行者)の撮影によるものである。また、概略平面図は、いずれも筆者作成。

○宿舎 2

- ・玄関を入ってすぐに、バスタブと洗面、トイレを備えたバスルームがある。ホールからベッドルームを兼ねたリビングにつながり、その先にダイニングキッチンがある構成となっている。リビングのベッドは簡易なパーティションで区切られている。
- ・宿舎 1 の建物とともに、建物自体のアクセス部分は段差があり、バリアフリー対応になっていないことを指摘すると、ホルムクビスト氏は、これらの建物については確かに未対応であり、現在はそういった対応が必要な者はこれらの宿舎ではなく、バリアフリー対応となっている宿舎に入居するであろうこと、必要が生じれば改修もしなければならないだろうとの回答であった。
- ・広さは 45 m²程度と推定する。

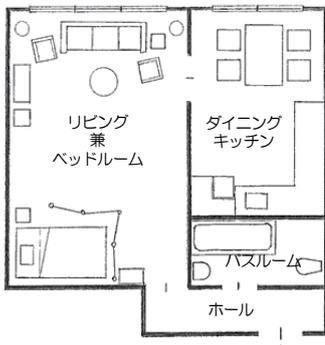


図 2 宿舎 2 概略平面図



リビング

○宿舎 3

- ・玄関からホールを介してキッチンがあり、キッチンからそれぞれベッドルームとリビングへつながっている。バスルームへはホールからの出入りとなる。
- ・議員宿舎の中でも最大の、90.5 m²の広さの住戸である。
- ・リビングがかなり広く、応接スペースや執務スペースとできるよう家具が配置され、また 6 脚椅子付のダイニングテーブルも備えられている。
- ・宿舎 1、宿舎 2 と異なり、独立したベッドルームがあり、シングルベッド 2 台が備えられている。
- ・1860 年頃の建物で、文化財として保存の必要があり、内装や家具についても配慮しており、部屋に合うものを備えているとのことである。
- ・国の文化財管理庁により、部屋全体を保存することが求められている。補修として壁紙の張り替え程度なら事務局の判断で行えるが、部屋の仕様は変更できないとのことである。
- ・ただし、保存の規則よりもバリアフリー対応や省エネルギー対応の方を優先して検討しているとのことである。なお、改修の際には文化財管理庁との協議が必要となる。

- ・暖房器具については現在電気式であるが、省エネルギーのため温水によるセントラルヒーティングシステムへの改修を検討中であり、特に温水配管の新設ルートについては文化財管理庁とも協議しており、目下の懸案事項であるとのことである。
- ・エレベーターの設置や建物入口の段差部分の昇降装置の設置など、改修を重ねていることが分かる。
- ・地下にランドリールームがあり、議員が自ら洗濯する場合はここを使用する（スウェーデンでは共同のランドリールームを利用するのが一般的であるとのことである）。

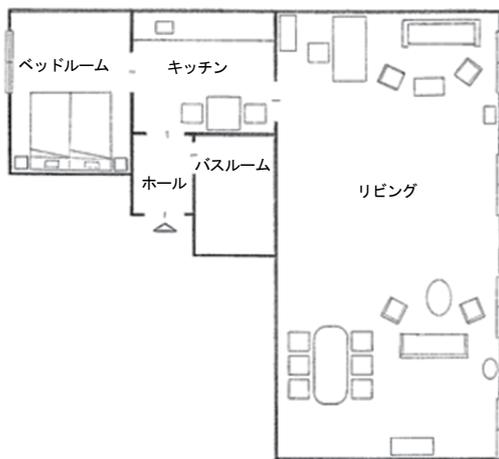


図3 宿舎3概略平面図



リビング

ウ 議員宿舎の運用

スウェーデン議会では、議会選挙で各政党への議席配分が終わった後に、議員宿舎の割当てが行われる。選挙後、議会が開会する週の月曜日から4年間使用することができる。

宿舎入居の基本的な条件は、議事堂から50km以上離れた場所に住んでいることである。宿舎は議席数に応じて各政党に割り当てられる。スウェーデンの宿舎は部屋の広さや仕様が一律ではないが、割当てに際しては、議会事務局が部屋の広さ等を勘案して、各政党に平等となるよう割当てを行っている。

議員宿舎はあくまで議員本人が議会で活動を行うための一時的な滞在のために用意されているものであり、家族でも長期滞在することはできない。議員本人のみが使用する場合、使用料は発生しないが、家族等が滞在する際には部屋ごとに設定された使用料が徴収される。この使用料は周辺の同条件の物件の相場から計算されている。なお、5年前までは各議員から使用料を徴収していたとのことだが、各議員は確定申告の際に宿舎使用料を申告し、全額還付を受けることが出来たため、実質無料で使用することができた。しかし、この制度の影響か、入居率が低かったため、この手続を簡略化するため現

在のように無料で提供することに変更された。その後、現在の入居率は高くなっているとのことであった。

選挙の際の部屋の入替えについては、選挙運動が始まれば議員は地元へ帰省するために引っ越しを行い、部屋を退去する。その後、原状回復を行い、当選が確定すれば再度割当てが行われ、宿舎へ引っ越しを行うことになっている。

議員は宿舎を使用せず、自ら住居を用意することもでき、その場合は 8,000SEK/月を上限として補助を受けることができる。

エ 議員宿舎に関する意思決定方法

議会には議長と各政党の代表者により議会委員会と呼ばれる委員会が組織されており、宿舎関係の予算や運用等について議会事務局からの提案を受けて決定している。前述した入居基準や割当方法、運用方法について全て議会が定める規則として明文化されており、その決定も議会委員会で行われている。

また、新たに宿舎を整備したり、大きな改修等のプロジェクトを行うなどの必要がある場合には、議会事務局において調査等を行い、必要に応じて議会委員会に報告を行いつつ、プロジェクトを進めていくことになる。

オ 福利厚生施設

議員宿舎はそのほとんどが議会施設内や議会のすぐ近くに用意されており、宿舎専用の食堂などといった福利厚生施設は用意されていない。

カ 議員宿舎の維持管理手法等

日常的な維持管理としては、住居の管理ができる技術者を雇用しており、ランプ交換や蛇口の不具合などに対応している。この技術者は議員宿舎だけでなく、他の議会の施設全般についても不具合対応を行っているとのことである。よくあるクレームとしては、蛇口からの水垂れの音や水が出ないといったことや、ランプの電球切れ、暑い、寒いといったことがあるとのことである。なお、技術者が、自分たちの手に負えないと判断した不具合については、専門業者を呼んで修理しているとのことである。

そのほか、議会事務局により年に 1 度大掃除を行うこととなっているが、それ以外の日常的な清掃は議員本人にて行う。議員によっては自ら清掃サービスを頼むとのことである。

選挙等に伴う転居の際には、基本的には一般的な賃貸住宅の考え方と同様に、議員には原状回復の義務があるが、議会事務局としても、必要があればペンキの塗り替えや、壁紙の張り替え、椅子の張り替え、台所の電気製品の交換等を行う。これらの修繕、改装は閉会中である夏期に行われる。

キ セキュリティ

セキュリティについて、見学した範囲では、各建物の出入口にテンキーロックがある程度であった。2011 年にオスロでテロ事件があったこともあり、議会事務局もセキュリティについては課題と捉えており、他の議会施設も含め、今後 20 年計画を立ててセキュリティ対策の改修を行っていく予定とのことであった。

ク 今後の課題

スウェーデンでは、議員宿舎を議員に提供していることについて、過去に議員が家族、知人等を宿舎に住まわせていたなどのスキャンダルがあった際にはマスコミ等から批判も出たが、政治への関心の高さや、議員への信頼の高さ、議員活動の重要さへの理解もあり、恒常的な批判はほとんど見られないとのことである。しかし、5年前に使用料の徴収をやめる政治決定がなされたりと、その運用方法については現在でも最適な考え方を常に検討しているとのことであった。

また、表1に示しているように、現在の宿舎の整備状況は様々な仕様の部屋が存在しているが、本来は全ての議員に同じスタンダードの部屋を提供することが望ましいと考えており、2014年の春から議員宿舎の整備に関する調査を開始しているとのことであった。

2. ノルウェー王国における議員宿舎

(1) ノルウェーの議会制度について

ア 議会の概要

ノルウェー議会の概要は以下のとおりである⁴。

- ・一院制：2009年10月より一院制に移行。
- ・議員定数：169人
- ・任期：4年
- ・会期：毎年10月第一平日より6月下旬まで。
- ・組織：議長団は議長と5人の副議長、書記、副書記で構成される。

委員会は12の常設委員会を設置している。各委員会の議事定足数は5分の3以上の出席と投票で、委員会は原則非公開である。

イ 議員の待遇

ノルウェーの議員の待遇の概要は以下のとおりである⁵。

- ・議員報酬：410,000NOK/年（約697万円/年⁶）
- ・議員宿舎：自宅から議会まで40km以上離れていることが条件。
- ・手当等：郵便、電話、旅費等支給。議員年金制度あり。

(2) 議員宿舎について

ア 議員宿舎の概要

146戸の議員用の住戸と、6戸の代理議員用の住戸を典型的な家具とともに無料で提供している。議員宿舎への入居は、自宅から議会まで40km以上離れていることが条件となっており、146戸は、議員総数から議会近郊の選挙区の数を引いた戸数となっている。

議員が3日以上議会を留守にする場合に、代理議員が議会に赴き、その職務を代理と

⁴ 在ノルウェー日本国大使館作成資料より。

⁵ PARLINE database on national parliaments <http://www.ipu.org/parline-e/reports/2239_D.htm>

⁶ 1NOK（ノルウェークローネ）=17円で計算。

して行うこととなっており、その際に代理議員用の住戸を短期間の滞在用として使用することとなる。

住戸の広さは様々で、全住戸の総面積は 9,500 m²であり、一室当たりの平均面積は 62 m²である。

議員宿舎は議会が土地及び建物を買上げ、所有、管理する建物と、民間集合住宅の住戸の一部の使用権を購入している建物とがある。2013 年秋に新築の集合住宅 38 戸の使用権を購入したとのことである。

なお、宿舎専用の食堂などの福利厚生施設は存在しない。

イ 議員宿舎の運営、意思決定方法

議員宿舎の各議員への割当ての管理は、議員で構成される議員宿舎委員会で協議、決定され、議会事務局はその決定に関与しない。また、宿舎の改修や新規整備等の際にも、この議員宿舎委員会で協議が行われる。2015 年 4 月から、老朽化した議員宿舎を全面改修することを決定しているとのこと、その決定の際には、その改修方法について議員宿舎委員会で議会事務局から意見の聴取を行っている。

ウ 議員宿舎の維持管理方法、体制等

議会が買上げ、所有する宿舎については議会事務局のサービス部門 (General Services Department) のプロパティマネジメントセクションが担当し、日常のメンテナンス、改装や電気、配管、空調等各設備のメンテナンス、そのほかインフラ整備を担っている。事務局は、宿舎委員会付きの秘書より連絡を受けて対応することとなる。

民間集合住宅の一部の住戸の使用権を取得している宿舎の場合は「サムアイエ (Sameie)」という集合住宅の管理組合で行い、事務局において、総務部門 (Administrative Affairs Department) が「サムアイエ」のフォローアップを行う。

どちらの場合においても、宿舎委員会付きの秘書が連絡役となり、議会事務局職員と議員が直接関わることはない。

エ 今後の課題

前述の老朽化した議員宿舎の全面改修について、およそ 4,000 万 NOK の予算が必要のため、毎年の維持管理費とは別の予算として、最近議長から承認されたばかりだということであった。この改修工事のため入居議員は全て一度仮住居に引っ越しをする予定である。この計画は、専門のコンサルタント会社によって調査検討を行い、その比較検討や議員の要望などを踏まえて決定したとのことである。

(3) インゲビョルグ・アマンダ・ゴスケセン (Ingebjørg Amanda Godskesen) 議員 (議員宿舎委員会委員) との面会

ノルウェーの国会議員であり、運輸通信委員会、欧州審議会委員会、議員宿舎委員会の委員を務める、インゲビョルグ・アマンダ・ゴスケセン議員と面会する機会を得ることができた。議員との懇談の後、本人の議員事務室 (議事堂周辺施設内) 及び現在居住している宿舎の案内を受けた。ここでは、懇談で受けた説明の内容及び視察先の様子等について紹介する。

ア 議員宿舎委員会

議員宿舎委員会は、議員に宿舎を提供する役目を担っており、議員への宿舎の割当てや、宿舎の改修、新規に整備等を行う際の議論、宿舎に関する苦情の受付等を行っている。

宿舎の各議員への割当方法については、各議員から申請書の提出を受け、家族構成や、身体障がいの有無等を考慮した上で、議員宿舎委員会で個別に決定される。その運用は柔軟で、例として、女性議員が1階に住んでおり、防犯上問題があると判断した場合は、上層階の男性議員との入替え等も行われるとのことである。

宿舎施設の日常的な不具合や苦情への対応は、議員宿舎委員会付きの秘書が受け、必要に応じて業者の手配等を行い、議会の施設管理を行う部署が直接行うことはない。

選挙時の宿舎の入替えについては、現職議員が落選した場合は選挙後2週間以内に退去することとしている。また、現職議員が立候補しないことを決定した場合は、投票日の一か月前までに宿舎から退出することとしている。この運用に関しては、一定の議員から、「投票日までは議員としての権利があるはずである。」との意見もあり、議論があるが、今のところ運用を変えるつもりはないとのことであった。

イ 国民、マスコミの意見

議員に対し、議員宿舎が無料で提供されていることについて、議員特権であると批判する声は少なからずあり、メディアもしばしば批判的に取り上げることがある。

しかし、労働基準が厳格に運用され、労働者の労働環境が良いノルウェーにおいて、議員の職務は相当に厳しいものであり、議員宿舎やその他の手当も当然必要なものであると考えているとのことであった。

ウ 今後の課題等

現在、ノルウェーの議員宿舎は、様々な場所に分散して位置しており、住戸の広さ、設備等、施設の仕様も一様でないが、本来は全ての議員に同じスタンダードの宿舎を与えるべきであると考えている。

また、近年顕在化してきた問題点として、セキュリティの確保が挙げられる。2011年7月に、オスロ市内で政府庁舎が爆破されるテロ事件があり、それ以降、議事堂や関連施設、議員宿舎についてもセキュリティの見直しが課題となっている。事件が起こるまで、議員宿舎のセキュリティについては一般の集合住宅と変わらず、特別に考慮してこなかったこともあり、現在でも、議員宿舎には特別なセキュリティ対策は施されておらず、空き巣が入る事件もしばしばあるとのこと、特に女性議員は心配が大きいとのことであった。

エ ゴスケセン議員の宿舎視察

- ・ 広さは59㎡。
- ・ 今回視察した宿舎は、2013年秋に完成したばかりの、宿舎の中では最も新しい建物。
- ・ 議会議事堂からは車で数分、歩いて20分程度と、やや離れた場所に位置する。
- ・ 玄関は2重扉になっており、扉の間のスペースを靴脱ぎ場として使用されていた。入って正面にリビング、ダイニング、キッチンが一体となっている居室があり、ここか

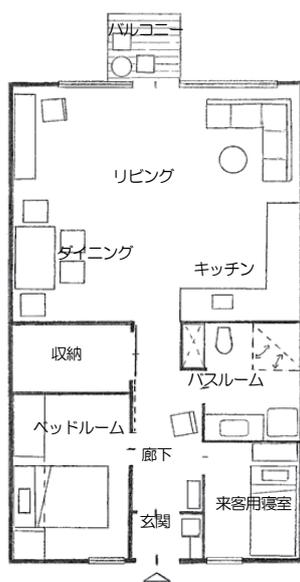
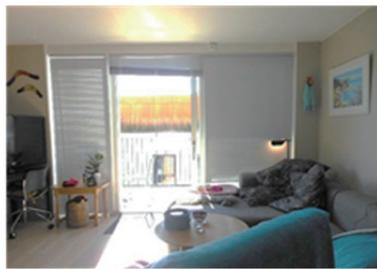


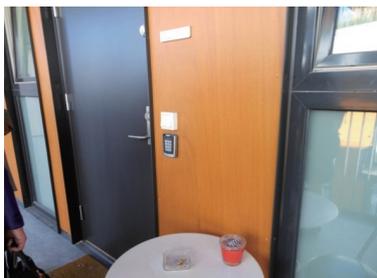
図4 宿舎概略平面図



リビング



キッチン



玄関



ゴスケセン議員の居室にて



集合玄関



屋上



議員宿舎の外観（ノルウェー議会資料より）

らバルコニーに出ることができる。また廊下の左手には収納、ベッドルーム、右手にはバスルーム、寝室がある。

- 家具はソファ、ソファテーブル、ダイニングテーブル、椅子6脚、テレビボード、ベッド、書斎机が備え付けられている。これらは、ある程度グレードが高いいわゆる「デザイン家具」が選定されているそうである。これらは、「若者向け」で50歳以上の世代のことを考慮していないと感じているとのことで、例えばゴスケセン議員にとっては、ソファの使い勝手が良くないので、自ら一人掛けのリクライニング式ソファチェアを購入したということであった。
- 備付けの家具のほかは、自ら壁に絵画を掛けていたり、視察先のお土産の品を飾ったり、廊下に織物を敷いたりして、自分なりの空間に整えられている様子がうかがえた。
- キッチンにはシンク、IH調理器、電子レンジ、食器洗い機など一通り揃っているが、冷蔵庫がなく、議員自ら購入したものを玄関スペースに置いているとのことであった。
- バスルームには洗面台、トイレ、シャワーブースと乾燥機付洗濯機が備えられている。シャワーブースはガラス間仕切りが可動式で使うときだけ広げられ、使い勝手が良く、乾燥機付洗濯機もとても便利とのことであった。
- 来客用寝室は、ゴスケセン議員は主に家族が来たときの寝室として使っているという

ことであった。

- ・収納スペースとして、住戸のほかに地下にも物置があるとのことであるが、実用的ではないそうである。
- ・共用部分の屋上は自由に出入りすることができ、ベンチや椅子、テーブルが何か所かに設けられている。議員同士で集まって談話したり、パーティーを行ったりするそうで、ゴスケセン議員が特に気に入っている場所とのことであった。
- ・各住戸の玄関は鍵で開ける錠が2か所とテンキーによる施錠ができるようになっている。住戸内には、集合玄関でのカメラにより訪問者が分かるインターホンが備えられている。なお、建物周辺を監視するカメラはなく、カメラらしいものは、この集合玄関のみという。また警備員の配置もない。集合玄関は、テンキーによる施錠のみである。またバリアフリー対応として、法により扉が閉まるまでの時間が定められているため、開扉時間が長く、その間での進入が容易で、入居議員はセキュリティへの不安を抱えているという。ゴスケセン議員は、「玄関ドアにドアスコープがない」と不満を漏らしていた。
- ・周辺環境としては、飲食店が軒を連ねている場所で、特に夜の騒音がひどいという。若者には人気のある地域だそうだが、ゴスケセン議員の世代にとっては、住むにはにぎやかすぎるとのことであった。

3. 英国における調査

(1) 英国の議会制度について

ア 英国議会制度の概要

英国議会は下院（庶民院）と上院（貴族院）で構成される二院制となっている。そのうち、下院の概要は以下のとおりである⁷。

- ・議員定数：650人
- ・任期：5年
- ・会期：下院の新議会の召集から解散まで（最大5年）を議会期とし、議会期は複数の会期に区分され、毎年5月頃に議会が召集され、会期は翌年の同時期まで継続し、閉会期間は1週間程度。
- ・組織：議長と2人の副議長が置かれる。
法律案を逐条審議する公法律委員会などの一般委員会、特定の問題を審議するために設置される特別委員会、議員全員が構成員となる全院委員会が置かれている。

イ 議員の待遇

議員の歳費や手当の管理は、議員のお金に関するスキャンダルが相次いだことから、2010年より、独立議会倫理基準局（Independent Parliamentary Standards Authority (IPSA)）に移管された。（2）のイに下院議員の待遇の概要を示す。

⁷ 那須俊貴「IIイギリス」『基本情報シリーズ⑤ 主要国の議会制度 2010年3月』（国立国会図書館調査及び立法考査局 2010年）13～19頁

(2) 独立議会倫理基準局 (IPSA) 訪問

独立議会倫理基準局 (IPSA) において、トニー・ストワー (Tony Stower) 政策企画部長 (Head of Policy and Strategy) 及びブリオニー・カリュー (Briony Carew) 政策課長 (Policy Manager) と面会し、議員の歳費や住居手当に関して、説明を聴取し、意見交換を行った。その概要について、先方より受領した資料の内容とともに紹介する。

ア IPSA設立の経緯

IPSAは、議員の歳費や手当に関するスキャンダルが相次いだことから、これまで議会事務局によって管理されてきた議員の歳費や手当について、独立した立場からこれを公正に、かつ透明性を持って管理するために設立された組織である。主な役割は、議員の経費使用等を規制、調整し、また、議員の歳費や経費の支払を行うことである。

なお、上院の歳費に関しては別の仕組みとなっており、IPSAは下院議員のみの歳費等について、管轄している。

イ 下院議員の待遇について

英国の下院議員の待遇の概要は以下のとおりである⁸。

- ・議員報酬：74,000GBP/年 (2015年より)
(約1,258万円/年⁹)
- ・住居手当：20,600GBP/年を上限として実費を負担 (家族構成や居住地等の条件により変動あり。)
- ・旅費：議員活動のための交通費の実費を負担。
- ・秘書給与：各議員の秘書給与、超勤手当等を支給。
- ・その他：事務所の賃貸料や、事務所の備品費、初当選、落選時の準備費用等を実費負担。

ウ 住居手当について

議員は、その職務の遂行に当たり、自らの選挙区と、ロンドンの2つの場所で仕事をする必要がある (ロンドンを選挙区とする議員を除く) ため、選挙区かロンドンどちらかで必要となる住居に係る費用について手当を受け取ることができる。この手当は、あくまで議員活動に必要となる一時滞在の場としての住居を手配するためのものである。

住居手当は、以下の3つの場合においてその実費を受け取ることができる。



IPSAが入居する建物



IPSAのロビーにて

⁸ “Annex A: determination on MPs’ pay” *MPs’ Pay and Pensions Final Report (December 2013)*, IPSA, 2013, p. 36

⁹ 1 GBP (イギリスポンド) =170円で計算。

- ①アパート、マンション等の部屋を借りた場合の賃料及び光熱水料等の維持費用
- ②ホテルへの宿泊費用
- ③自らの住居における光熱水費等の維持費用

いずれの場合においても、部屋のクリーニング費用や、園芸費用、家具の購入費用やメンテナンス費用等の、議員自身のために使用されると思われる費用については支給を受けることができない。

① について

住居手当の上限は、ロンドン市内に住居を用意する場合は、2014年9月時点で、年間で最大20,600GBPまで受け取ることができる。ロンドン市内以外に住居を用意する場合には、その居住エリアごとに上限金額が定められている(10,400~15,650GBP)。この上限金額を超過した場合は、超過分を自らの支出による。

② について

ロンドン市内にホテルを借りる場合においては、一泊当たり最大150GBPを受け取ることができ、ロンドン以外の英国内にホテルを借りる場合においては、一泊当たり最大120GBPを受け取ることができる。

③について

議員自らが所有する住居に係る経費(光熱水費等)に当てるため、年間で最大8,850GBPを受け取ることができる。

①~③のほか、ロンドンを選挙区とする議員のほとんどに対して、ロンドン市内居住手当(London Area Living Payment (LALP))が、通勤や住居の維持費用のために、年間3,760GBPが給料と共に支給される。これは実費負担ではないため、課税対象となる。23人のロンドン市の外れに住居を持つ議員に対しては、ロンドン市内居住手当に加えて、年間1,330GBPが支給される(Additional LALP)。また、ロンドンを選挙区としない議員の場合でも、住居手当を受け取らない場合には、代わりにロンドン市内居住手当を受け取ることができる。

これらの手当に加えて、議員に扶養家族がいる場合には、一人当たり年間2,425GBPが増額される。これにより、より大きな部屋を借りることが可能となり、議員活動の中でも家族との関係を維持することが可能となっている。

また、ごく少数の議員は、他の議員から住居を借りており、これは、家主と借主が他政党に属する場合には合法となり、借主側だけが住居の維持費用の支給を受けることができる。

なお、以上の住居手当やロンドン市内居住手当等は、市場の平均賃料、インフレ率、消費者物価指数等を考慮した上、毎年改定が行われる。

エ 現在の住居手当制度導入の効果

過去、I P S Aが設立される以前には、議員の住居手当は、議員が住宅を購入する際のローンの利息の支払も行う制度となっており、これを利用し高額な住宅を取得する例も見られ、また、手当支給の基準も甘く、住居手当と称して受け取ったお金で家のリフォームや庭の整備等をしたことが発覚した例もあり、議員の特権であるとして国民から

多くの批判が集まっていた。

I P S A設立後、これらの制度を見直し、実質的な支出は増えたものの、手当支給の際に、例えば賃貸料であれば契約書の写しの提出を求めるなど、徹底した実費負担とし、情報公開を行うことによって透明性が確保され、国民からの批判は少なくなりつつあるとのことであった。

オ 議員宿舎への見解

議員の住居を保障する手法として、現在は住居手当を支給する方法を採用しており、今後も様々な選択肢を考慮すべきだが、議員宿舎を整備するという選択をする可能性は低いとのことであった。理由として、議員ごと、家族構成やその生活スタイルも違い、ニーズに幅がありすぎることで、議員が同じ場所に集まって居住することにより、テロなどによるセキュリティ上のリスクが高くなること等が挙げられ、また、コスト面でも、ロンドン市内に宿舎を建設等で整備するには相当のコストが掛かることが想定され、それぞれのニーズに応じた手当を支給する現在の方法の方が、より低コストであると考えているとのことであった。

また、国民一般の感覚から、議員宿舎等の特権を議員に与えることで、庶民感覚がなくなるのではないかという批判もあるだろうとのことであった。

カ 今後の課題

I P S Aは、議員の歳費や経費の金額を独立した立場から決定しており、今後も経済状況や国民の意見等を調査しつつ、より透明性を高め、より適切な手法を検討し、過去に失った信頼を取り戻す努力を続ける必要があるとのことであった。

4. おわりに

今回の3か国の調査を経て、得られた知見を以下のとおりまとめる。

(1) 議員宿舎の必要性について

スウェーデン、ノルウェー両国においては、国民の代表たる議員の職務の遂行の助けとするため、議員宿舎は当然用意されるべきものであると考えているようであった。そのため、無料で議員宿舎が提供されており、一定の国民の理解も得られていた。一方、英国においては、セキュリティの問題や、議員特権への批判、コストの問題などから、必ずしも議員宿舎を提供することが効率的ではないとの考えから、住居手当支給という形で、議員の職務遂行の担保としていた。

(2) 議員宿舎の運用について

スウェーデン、ノルウェー、両国において、手法は異なるが、議員の多様なニーズへの対応をしつつ、各議員にできるだけ平等なサービスを提供する必要がある、これらを考慮しながら運用しているという印象であった。

(3) 議員宿舎の整備手法について

スウェーデンにおいては既存の建物を買い上げ、改修し宿舍として使用している。ノルウェーにおいては、既存建物の利用だけでなく、民間の集合住宅の使用権の買上げという形が採られていた。いずれにせよ、国が建物を新たに建設し、議員宿舍として提供するという方法は採られていない。

(4) 議員宿舍及び議事堂施設の維持管理について

基本的にはいずれの国も請負契約による。日本との最大の違いは契約期間を複数年としていることである。また議事堂施設においてはいずれの国も日常の不具合対応のため、技術職員を直接雇用している。

(5) 施設整備上抱えている問題点

いずれの国もセキュリティについての関心が高く、今後いかにしてセキュリティを確保していくかが課題となっていた。英国では、議員が一か所にまとまって居住する議員宿舍のような施設は標的とされる可能性が高く、セキュリティの観点からも好ましくないと考えていた。

またいずれの国も、議事堂は歴史ある建築物であり、数々の美術工芸品の展示施設であり、文化的にも非常に素晴らしい価値を持っていると同時に、その維持管理については大変な困難さを伴っていることがうかがえた。どの国においても今後長期にわたる大規模プロジェクトを抱えており、その目的は、スウェーデンは主にセキュリティ対策のため、ノルウェーは老朽化した施設の更新とセキュリティ対策のため、英国においては施設の包括的な現代化のため、ということで、日本においても大変参考となる話を伺うことができた。

【参考文献】

Annual Review of the MPs' Scheme of Business Costs and Expenses 2014, I P S A, 2014

(ばんの まさと、かどわき ゆいこ)